

NO.	案の該当箇所	コメント	提出者（敬称略）
1	数理実務基準 4. 専門能力	国際会計基準（IAS）第19号を「被用者給付」と記載しているが、「従業員給付」とすることが適当と考える。 （理由） 企業会計基準委員会及び公益財団法人財務会計基準機構の監訳では、IAS第19号は「従業員給付」と訳されている。「従業員給付」という訳語は、IFRS財団の翻訳手続に沿ってレビュー委員会の承認を経たものであり、我が国でも広く認知されている。したがって、退職給付会計に関する数理実務基準として一般に公表するのであれば、こうした訳語は正式な手続を経て認められているものに従うことが適当と考える。	日本公認会計士協会
2	数理実務基準 4. 専門能力	IAS19「Employee Benefits」の訳語として「被用者給付」が用いられているが、企業会計基準委員会及び公益財団法人財務会計基準機構が監訳したIFRS財団公認の日本語訳の「従業員給付」と異なるのは適切でないため、記載を見直すべきである。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
3	数理実務基準 5. 責任の所在	中段にある「重要性の判断について」と、その後続く「財務諸表等の作成・・・（中略）会計監査人にある」の文脈の関係が不明瞭であり、文章の明確化を要望する。 （理由） 「重要性の判断について」述べるのであれば、重要性の判断を行う責任は企業にあり、その妥当性に関する監査上の判断については監査役等及び会計監査人に責任があることを述べるだけで良いと思われる。現状では、当該文脈の前後で意図する範囲が不整合なため、文意が不明瞭であり、明確化を要望する。	日本公認会計士協会
4	数理実務基準 5. 責任の所在	「5. 責任の所在」において、「重要性の判断については、財務諸表等の作成に関する最終的な責任はその作成者である企業にあり、会計監査に関する最終的な責任は当該企業の監査役等及び会計監査人にある」と記述されているが、会計上の重要性に関する説明と監査上の重要性に関する説明が混在し、文意が不明瞭であると思われるため、記述内容の見直しを検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
5	数理実務基準 5. 責任の所在	内容はそのとおりであるが、わざわざ実務基準に明記する必要があるのか疑問である。特に（注）は、重要性の判断に関する最終責任が会員にないことを強調し過ぎていると思う。確かに最終的な責任まで会員が負うことはないのだろうが、会員が実施する退職給付債務等の評価においては重要性を考慮して簡便的な手法を用いたり評価対象外にしたりすることがあり、他者が行う最終判断に重大な影響を与える会員の判断にはそれなりの責任があるはずである。責任を伴わない専門業務などありえないのであり、広く公表する実務基準に最終責任が他者にあることを過度に強調する表現があることで、会員が実施する専門業務の価値を低下させるのではないかと懸念する。 （注）を削除いただきたい。	江村弘志（明治安田生命）
6	数理実務基準 9. 計算基礎に関する助言	「会員が提示すべき計算基礎を・・・」は、「②合理的と考えられる計算基礎を提示する」の補足説明なのか、①及び②の両方にかかる補足説明なのかが明確でないため、記載箇所等を検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
7	数理実務基準 12. 報告	現行実務基準と同様に、報告書（例示）を記載するか、報告書に記載する項目を例示するなど、利用者に対する配慮を要望する。 （理由） 「本専門業務によって得られた情報」が示す内容・範囲が不明瞭と思われる。現行実務基準では報告書（例示）があるため、監査上必要な情報の記載に一定の配慮がなされていたが、本公開草案では、前提条件等が依頼に基づく旨や個人データ（実務基準7）及び計算基礎（実務基準8）、期間帰属方法（実務基準10）の記載は求められているものの、例えば、評価基準日、評価対象制度などの記載は明示されていない。また、報告内容に関する現状の記述は四散しており、分かりにくい。少なくとも現行実務において報告されている事項から後退することのないよう、報告書（例示）や報告項目を例示するなどの利用者に対する配慮を要望する。	日本公認会計士協会

NO.	案の該当箇所	コメント	提出者（敬称略）
8	数理実務基準 12. 報告	<p>現行実務基準「1.3 業務責任の明示」及び「4.3 その他明示すべき事項」と同様に、「適正な評価ができない虞れがある場合には、報告書にその旨を記載し、所見を付す」旨を記述することを強く要望する。</p> <p>（理由）</p> <p>現行実務基準では、「1.3 業務責任の明示」及び「4.3 その他明示すべき事項」において、「適正な評価ができない虞れがある場合には、その旨を明らかにし、所見を付す」こととされている。</p> <p>専門家の業務において、その結果の適正性に関する意見は専門性の発現の一部であり、利用者の立場からは、所見の明確な記載有無が専門家の業務の利用可否を判断する重要な要素の一つとなっている。しかし、本公開草案では、所見の記載は明確に求められておらず、評価結果に関する懸念事項は個別要素に分解されている。報告対象となっているものもあるが、現行実務基準と異なりすべてはカバーされておらず、評価結果に関する適正性への関与についても述べられていない。</p> <p>評価結果に係る適正性に関する所見が明確に求められない場合、監査人としては専門家が採用した方法や仮定の適切性、合理性、客観性等に対し、追加の監査手続を実施するといった対応が必要となる。専門家による報告書としての有用性を維持し、制度全体の効率性を確保するためにも、現行の実務基準「1.3 業務責任の明示」及び「4.3 その他明示すべき事項」の趣旨を承継する記述を強く要望する。</p>	日本公認会計士協会
9	数理実務基準 12. 報告	<p>現行の実務基準の「1.3 業務責任の明示」及び「4.3 その他明示すべき事項」では、データの信頼性の不足や前提条件に合理性が欠けるなど適正な評価ができない虞れがある場合は、その旨を明らかにし、所見を付すこととされている。</p> <p>専門家の業務において、こうした所見の存在は専門性の発現の一部であり、当該業務を利用する監査人の立場からは、明確な所見の記載の有無が専門家の業務の利用可否を判断する重要な要素の一つと捉えている。</p> <p>しかし、本公開草案の「12. 報告」では、「本専門業務によって得られた情報」の報告が求められているが、前述のような所見は明確に求められていないため、記載のないことをもって記すべき所見がないことを示しているとは理解しづらい。また、個人データの信頼性（実務基準7）や計算基礎の合理性（実務基準8）に関して重大な疑問がある場合はその旨を、近似・省略など（実務基準11）に関して重要な事項がある場合はその内容を報告書に記載することが求められているが、この記載だけでは前提条件等の中に不合理なものが含まれていたかどうかを外部からは知り得る余地がない。</p> <p>このように本公開草案では、適正性に関する所見の記載は明確に求められておらず、評価計算上の懸念事項は報告対象になっているものもあるが、個別要素に分解されて記述されている結果、すべてがカバーされているかが不明瞭である。</p> <p>適正性に関する所見が明確に求められない場合、監査人としては専門家が採用した方法や仮定の適切性・合理性に対し、追加の監査手続を実施する等の対応が必要となる。専門家による報告書としての有用性を維持し、制度全体の効率性を確保するためにも、現行の実務基準の「1.3 業務責任の明示」及び「4.3その他明示すべき事項」の主旨を改正する実務基準にも承継する記載を検討いただきたい。</p>	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
10	数理実務基準 12. 報告	<p>「電子的なもの」が指す範囲の明確化と、報告書は「電子的なもの」だけでなく、紙面によるものも必要であることの明確化を要望する。</p> <p>（理由）</p> <p>1. 現在、「電子的なもの」は一般的な電子メール以外にもウェブサイトを介した仕組みなど種類も多くかつ広く普及しており、どのような範囲まで含まれているのか、本公開草案の記述だけでは不明瞭である。どのような形式で報告がなされるかは、当該報告書の利用者にとって関心のあるところであり、明確化することが望ましい。</p> <p>2. 報告の文書には「電子的なもの」が含まれるとされていることから、「電子的なもの」だけで報告することも許容されているかのように見える。しかし、「電子的な」報告書や残高確認への回答については、その真正性などに係る情報技術に関する監査手続を追加で実施する等の対応を検討しなければならず、現行実務に比して相当な負担を報告者や依頼企業等に求めることになりかねない。こうした意図ではないと思われることから、紙面による報告書も必要であることが分かるよう、明確な記述を要望する。</p>	日本公認会計士協会

NO.	案の該当箇所	コメント	提出者（敬称略）
11	数理実務基準 12. 報告	「12. 報告」の（注）において、「文書には、電子的なものが含まれる」とあるが、次の2点について検討いただきたい。 （1） 「電子的なもの」という表記は口語的であいまいなので、明確にすべきである（例えば、電子メール・電子ファイルなど）。 （2） ここだけを読むと、電子媒体による報告が許容され、監査上の証拠となるべき報告書（数理人の署名捺印が含まれるもの）が電子媒体のみで報告されることが懸念されるため、「電子的なもの」の位置付け等を明確にすべきである。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
12	数理実務ガイダンス全般	国際会計基準（IAS）第19号に関する記述は、必要最小限に留めることが適当と考える。また、記載箇所を付録として一括りにするなど記載方法の工夫を検討することが望ましい。 （理由） 本公開草案では、IAS 第19号「従業員給付」に関する記述が散見されるが、国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスを図るために会計基準が改正された事項（例えば、「3.2 割引率」、「5.2.2 給付算定式基準」等）のみ記述すれば十分であると考えられる。我が国におけるIFRSの適用のありかたについて、企業会計審議会において議論が継続されている状況であることを鑑みれば、会計基準において改正が行われていない事項についてまでIAS 第19号の取扱いを記述することは、その背景や考え方が斟酌されているかのような誤認を与えかねず、実務において不必要な誤解が生じる恐れが懸念される。したがって、IAS 第19号に関する記述は必要最小限に留め、記載箇所を付録として一括りにするなど記載方法の工夫を検討することが望ましい。	日本公認会計士協会
13	数理実務ガイダンス 2.1個人データのチェック	「チェックの方法には、例えば次がある。」とあるが、正式な文書の表記としては不相当であると思われるため、「チェックの方法には、例えば次のような方法が考えられる。」などの表記を検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
14	数理実務ガイダンス 3.1計算基礎の分類	「金融経済的な」は、従前の同一箇所では「経済変数的な」とされているが、変更する必要があるのか、検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
15	数理実務ガイダンス 3.2.1イールドカーブ①(3)	「ストレートボンド」という言葉は、定義や補足説明がないのでわかりにくい。本実務ガイダンスが教育的資料であるという性格に鑑み、補足説明の記載を検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
16	数理実務ガイダンス 3.2.1イールドカーブ②	「・・・ことになる。」とあるが、これ以外の方法もあり得るので、断定的すぎる表現ではなく、「・・・ことも考えられる。」に留めておくことを検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
17	数理実務ガイダンス 3.2.1イールドカーブ②(1)	モデルの名称のみが紹介されているが、本実務ガイダンスが教育的資料であるという性格に鑑み、各々のモデルの具体的な算式などを付録に入れることを検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
18	数理実務ガイダンス 3.2.1イールドカーブ②(1)	「～と言われている」「～である」が混在し、また、後半は「である」の言い切りが多く、断定的すぎる印象があるため、全体的に表現の整理を検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
19	数理実務ガイダンス 3.2.2 割引率の設定	「①イールドカーブ直接アプローチ」について、企業会計基準適用指針第25号第24項との関係を記述しているように、②から④についても同様に記述することが望ましい。また、採用したアプローチは「必要に応じて適切に見直す」と記載されているが、見直し判断の主体や条件等について明瞭な記述を要望する。 （理由） 本公開草案の記述では、各アプローチと企業会計基準適用指針第25号との関係が不明瞭と見られる。 また、採用したアプローチの見直しは通常、会計上の見積りの変更か会計方針の変更に該当すると考えられる（企業会計基準第24号）。このため、当該見直しの判断は、本来、条件や状況等を勘案して依頼者が行うものであり、本専門業務実施者の判断だけで見直せるものではないと思われることから、不必要な誤解が生じないよう明瞭な記述を要望する。	日本公認会計士協会

NO.	案の該当箇所	コメント	提出者（敬称略）
20	数理実務ガイダンス 3.2.2 割引率の設定	割引率の設定方法について、「過去に採用したアプローチは、<略>、必要に応じて適切に見直す。」とあるが、割引率の設定方法は「会計方針」ではなく「会計上の見積り」という認識で記載されているということによいか。	株式会社 IIC パートナーズ
21	数理実務ガイダンス 3.2.2 割引率の設定	各アプローチの説明において、計算基礎の変更に関する重要性（第4節）との関係や、再計算しなければならないとされている場合に該当しない期末の割引率の目安（付録1）との関係を記述することが望ましい。 （理由） 割引計算に係る従来の実務を踏まえると、各アプローチの選択に当たっては、「第4節 計算基礎の変更に関する重要性」との関係や、「付録1 適用指針第30項で、重要な影響を及ぼすものとして再計算しなければならないとされている場合に該当しない期末の割引率の目安」との関係が重要な考慮事項の一つであると考えられる。 当該事項に関する助言業務を視野に入れ、本数理実務ガイダンスがそのための教育的資料との位置付けであることを勘案すれば、助言に当たって考慮すべき関連事項についても記述することが望ましい。	日本公認会計士協会
22	数理実務ガイダンス 3.3 給付改定の予想	「給付改定」の定義の記載と、給付改定が行われた場合の退職給付債務算定上の取扱いについて、会計基準に沿った記述を要望する。 （理由） 1. 「給付改定」には、もともと指数等に連動して給付が変動するようなケースにおける給付改定や、何らかの理由で規程を変更することで給付を改訂するケースなどが考えられるが、本公開草案の記述では「給付改定」の指す範囲が不明瞭なため、内容を定義した上で用語を使用することが必要と考える。 2. 「給付改定」のうち、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分は、過去勤務費用とされている（企業会計基準第26号第12項）。他方、数理計算上の差異として取り扱うには、少なくとも基礎率として事前に退職給付債務計算に織り込んでいるなどの要件を満たす必要があると思われるが、この点は給与水準の変動（企業会計基準適用指針第25号第41項）の場合を除き、会計基準で必ずしも明確になっておらず、本公開草案のように実態に応じて並列的に選択可能と明言できるほどの状況ではない。したがって、他所で行われているように、会計基準等を引用した上で、それに沿った取扱いの記述を要望する。	日本公認会計士協会
23	数理実務ガイダンス 3.3 給付改定の予想	(1) 「給付改定」とは、どのような取引・事実を想定しているのか、理解が困難であるため、より具体的な説明を記載すべきである。 (2) 会計処理上、「過去勤務費用」「数理計算上の差異」のいずれでも選択できるように読める。数理計算上の差異として扱えるのは、事前に基礎率として給付改定の予想を見込んでいる場合に限られると思われるが、当該ケースは現行の実務ではほとんどないと考えられるので、かなり限定的なケースである事を明確にすべきである。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
24	数理実務ガイダンス 3.5 ポイント制における予想 ポイントとポイント単価の予想	「ポイント単価の変更」が行われた場合の退職給付債務算定上の取扱いについて、会計基準に沿った記述を要望する。 （理由） 「ポイント単価の変更」による退職給付債務の変動は、実態に応じて、過去勤務費用又は数理計算上の差異とする方法が考えられるとされている。しかし、「ポイント単価の変更」が退職給付水準の改訂等に起因する場合は、それにより発生した退職給付債務の増加又は減少部分は、過去勤務費用とされており（企業会計基準第26号第12項）、他方、数理計算上の差異として取り扱うには、少なくとも基礎率として事前に退職給付債務計算に織り込んでいるなどの要件を満たす必要があると思われる。 本公開草案では、「実態」の捉え方によって、過去勤務費用と数理計算上の差異の取扱いが選択可能なようにも見えるため、誤解される懸念がある。他所で行われているように、会計基準を引用した上で、それに沿った取扱いの記述を要望する。	日本公認会計士協会

NO.	案の該当箇所	コメント	提出者（敬称略）
25	数理実務ガイダンス 3.5 ポイント制における予想 ポイントとポイント単価の予想	会計処理上、「過去勤務費用」「数理計算上の差異」のいずれでも選択できるように読める。上記1と同様に、数理計算上の差異として扱えるのは、事前に基礎率として給付改定の予想を見込んでいる場合に限られると思われるが、当該ケースは現行の実務ではほとんどないと考えられるので、かなり限定的なケースである事を明確にすべきである。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
26	数理実務ガイダンス 3.5 ポイント制における予想 ポイントとポイント単価の予想	本公開草案の記述では、ポイント単価の予想が必須のように見えるため、表現の見直しが望ましい。 （理由） 「ポイント制に関する計算基礎としては、予想ポイント、及び、ポイント単価の予想がある」と明言した上で、ポイント単価の予想について、「将来のポイント単価の改定を予想する」と記述されている。しかし、実務的にはポイント単価の予想を行っておらず、ポイント単価の改定を過去勤務費用として会計処理しているケースも多く、そうした実務はこれまでも認められている。 数理実務ガイダンスが教育的資料であるならば、こうした現行実務にも配慮し、記述については断定的な表現ではなく、例示的又は限定的な記述が望ましい。	日本公認会計士協会
27	数理実務ガイダンス 3.5 ポイント制における予想 ポイントとポイント単価の予想	「適格DB制度の外の規程で」という表記は口語的で、正式な文書の表記としては不相当であると思われるため、「例えば、退職金規定の一部または全部を移行した適格DB制度について、当該移行元になっている退職金規程で」などの表記を検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
28	数理実務ガイダンス 3.7 退職率	「適用対象者の経験データを基に退職率を推定する数理的な方法がある。」という記述は理解が困難であるため、「具体的には、厚生年金実務基準等に定める手法も参考になる。」などの追記を検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
29	数理実務ガイダンス 3.8 死亡率	将来の死亡率の低下の場合のみ論じられているが、上昇の場合も含め、将来の死亡率の「変動」とすることが望ましい。 （理由） 将来の死亡率の低下に係る記載があるが、死亡率の上昇局面においても死亡率の影響が大きくなる可能性が考えられることから、死亡率の「変動」とすることが望ましい。	日本公認会計士協会
30	数理実務ガイダンス 3.8 死亡率	「将来の死亡率の低下が合理的に見込まれ、・・・」とあるが、低下だけでなく、上昇の場合もこれを織り込むべきであるため、「将来の死亡率の変動が合理的に見込まれ、・・・」と記載を見直すべきである。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
31	数理実務ガイダンス 3.8 死亡率	「死亡率は、国などの領域の・・・」の「領域」は正式な文書の表記としては不相当であると思われるため、例えば「死亡率は、対象集団が属する地域などの・・・」などの表記を検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
32	数理実務ガイダンス 3.8 死亡率	「例えば、日本の国民生命表の死亡率は、非就労者も含めた総人口の経験値に基づくものであることから、本専門業務で使用する死亡率は、これに合理的な補正を行うことが適当である場合が多い」とあるが、理解が困難であるため、下記のような表記を検討いただきたい。 「例えば、日本の国民生命表の死亡率は、非就労者も含めた総人口の経験値に基づくものであることから、就労者のみを対象とした債務等評価の際に国民生命表基準の死亡率をそのまま用いることが適当でないことも考えられる。」	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
33	数理実務ガイダンス 4.2 割引率以外の計算基礎の 変更に関する重要性	「・・・一般的である」となっているが、従前の実務基準と同様に、「適格DB制度以外の制度についても、適格DB制度における財政再計算と同様に、一定期間ごとに計算基礎の見直しを行うことが妥当であると考えられる。」のほうが規範性は高く、また、従前との整合性もあると考えられるため、検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ

NO.	案の該当箇所	コメント	提出者（敬称略）
34	数理実務ガイダンス 5.2.1 期間定額基準 6.2.1 データ等の基準日から 期末までの期間の調整 その他	<p>会計基準において改正が行われていない事項については、数理実務基準及び数理実務ガイダンスも、原則として従来の取扱いを踏襲することを要望する。また、改正が行われていないものの、新たな取扱いや考え方を示す必要がある場合には、その背景や理由等とともに明確に記述することが望ましい。</p> <p>（理由）</p> <p>本公開草案では、例えば、「5.2.1 期間定額基準」や「6.2.1 データ等の基準日から期末までの期間の調整」など、会計基準において改正が行われていない事項であるにもかかわらず、新たな取扱いや考え方の提示が散見される。これらの事項の多くにおいて、従来の取扱いについての記述は削除されている。しかし、現在、多くの企業が現行実務基準を参照して実務を構築しており、今回の改正によってその根拠がどこにも記載されなくなる事態は望ましくないと考えられる。</p> <p>したがって、現行実務にも配慮し、会計基準が改正されていない事項については、原則として従来の取扱いを記載し踏襲することを要望する。その上で、新たな取扱いや考え方を示す必要がある場合には、教育的資料として本公開草案の利用者における理解の促進を図るため、その背景や理由等とともに明確に記述することが望ましい。</p>	日本公認会計士協会
35	数理実務ガイダンス 5.2.1 期間定額基準	<p>「後者の場合、例えば、次のような期間は全勤務期間に含まれない。」とあるが、退職給付債務の評価上の期間帰属計算について説明するのであれば、本来的には会計基準において取り扱うべきものであり、実務ガイダンスとしては断定的すぎる表現であるため、「含まれないと考えられる」と記載すべきである。</p>	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
36	数理実務ガイダンス 5.2.2 給付算定式基準	<p>「給付算定式基準を用いる場合、留意すべき点として、例えば、以下がある。」とあるが、正式な文書の表記としては不適當であると思われるため、「給付算定式基準を用いる場合に留意すべき点として、例えば、以下のような点が挙げられる。」などの表記を検討いただきたい。</p>	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
37	数理実務ガイダンス 5.2.2 給付算定式基準①	<p>「これらの規定は、IAS19と同様に「給付（benefit）」の概念を基にしたものであることに留意する」とあるが、この表現では留意することにどのような意味があるのか何も伝わってこない。</p> <p>もし重要な意味があるのであれば、ガイダンスの読者が理解できるような表現に改めていただきたい。</p> <p>ガイダンスの読者にとって特段の意味がないのなら削除いただきたい。</p>	江村弘志（明治安田生命）
38	数理実務ガイダンス 5.2.2 給付算定式基準②	<p>「重要性の判断」が何を指すのか、当該文章の趣旨も含めて不明瞭であるため、削除を要望する。</p> <p>（理由）</p> <p>著しい後加重か否かの判断について、会計基準では明記されていない。仮に、当該用語が数理実務基準案5を参照しているとすれば、企業会計原則における重要性の原則を指していると思われるが、当該重要性の原則は正規の簿記の原則に対する取扱いであり、これが即座に著しい後加重の判断基準にはなりえない。したがって、「重要性の判断」が何を意図しているのか理解が困難であり、そのため当該文章の趣旨も不明瞭であるため、削除を要望する。</p>	日本公認会計士協会
39	数理実務ガイダンス 5.2.2 給付算定式基準②	<p>「著しい後加重にあたるかどうかの判断は、重要性の判断にあたるものと考えられることに留意する。」とあるが、「重要性の判断」が何を指すのかが不明確である。当該用語が実務基準案「5. 責任の所在」の重要性を参照しているとすれば、企業会計原則における重要性の原則を指していると思われるが、当該重要性の原則は正規の簿記の原則に対する取扱いであり、これが給付算定式基準における著しい後加重の判断規準にはなり得ない。「重要性の判断」に関する意図を理解することは困難であり、また、当該文章の主旨も不明瞭といえるため、記述内容の見直しを検討いただきたい。</p>	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
40	数理実務ガイダンス 5.2.2 給付算定式基準②	<p>「著しい後加重にあたるかどうかの判断は、重要性の判断にあたるものと考えられる」とあるが意味が不明であり、趣旨を明らかにするか、この一文は削除すべき。</p>	株式会社 IIC パートナーズ

NO.	案の該当箇所	コメント	提出者（敬称略）
4 1	数理実務ガイダンス 5.2.2 給付算定式基準②	<p>「著しい後加重にあたるかどうかの判断は、重要性の判断にあたるものと考えられることに留意する。」とあるが、具体的に何に留意する必要があるのかが明確でない。また、本専門業務において重要性の判断にあたるものは他にもあるはずであり、ことさら「著しい後加重」についてだけ明記する必要性も感じられない。</p> <p>「著しい後加重」の判断に会員が深く関与することを依頼者や会計士は強く期待していると思われるが、最終的な責任が会員にないことを強調することはその期待に応えないことを宣言しているかのようであり、会員が実施する専門業務の価値を著しく低下させるのではないかと懸念する。</p> <p>広く公表する数理実務ガイダンスにこのような表現は適当ではなく、当該文言は削除いただきたい。</p>	江村弘志（明治安田生命）
4 2	数理実務ガイダンス 5.2.2 給付算定式基準③	<p>「退職給付債務の評価計算にあたっては、退職事由や勤務期間等の条件によって、特定の退職事由の給付算定式に従って期間帰属された給付の満額が支給されない場合があることを反映させる。」という記述は理解が困難である</p> <p>『期間帰属でどの退職事由の率を使ったかとは関係なく、現在価値評価の際は事由別の給付額の大小を反映すること』という意味であれば、例えば、「なお、期間帰属の際にどの退職事由の率を用いたかによらず、将来の給付見込額の割引現在価値計算の際には、予想される給付発生時期ごとに、退職事由や勤務期間等の条件によって特定の退職事由の給付算定式に従って期間帰属された給付の満額が支給されない場合があることを反映した計算を行うことに留意する。」という表記とするか、あるいは計算例を入れる等の工夫を検討いただきたい。</p>	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
4 3	数理実務ガイダンス 5.2.2 給付算定式基準③	<p>「・・・、特定の退職事由を会社都合とする。」とあるが、断定的すぎる表現のため、「・・・、特定の退職事由を会社都合とすることが考えられる。」に留めておくことを検討いただきたい。</p>	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
4 4	数理実務ガイダンス 5.2.2 給付算定式基準⑤	<p>「固定的な率」という言葉は違和感があるので、他の適当な言葉を使うことを検討いただきたい。</p>	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
4 5	数理実務ガイダンス 5.2.2 給付算定式基準⑦⑧	<p>「国際的な議論を勘案すると」は削除が望ましい。また、著しい後加重の場合は均等補正が求められている点を記述することが望ましい。（理由）</p> <p>国際的な議論を考慮することは、その下の注書と矛盾するような印象がある。また、日本基準の数理実務ガイダンスであるため、我が国の会計基準等に沿って、著しい後加重の場合は均等補正が求められていることを記述することが望ましい。</p>	日本公認会計士協会
4 6	数理実務ガイダンス 5.2.2 給付算定式基準⑦⑧	<p>「国際的な議論を勘案すると、将来のポイントの累計が著しく後加重であるとして計算に織り込むべきと判断される場合は(2)ではなく、(1)の採用を検討する。」とあるが、会計基準において記載があるため、「国際的な議論を勘案すると、」は削除すべきである。同様に、⑧キャッシュ・バランス・プランにおいても、「国際的な議論を勘案すると、」は削除すべきである。</p>	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
4 7	数理実務ガイダンス 5.2.2 給付算定式基準⑦⑧	<p>(1) ⑦ポイント制において、「(1)平均ポイント比例の制度として扱う」ことの補足説明として、次のような追記を検討いただきたい。</p> <p>「一定の年齢や勤続年数以降に、ポイントの累積が停止する制度や、単年度ポイントの水準がそれ以前に比べ著しく低下するような制度の場合は、結果的に前加重のような給付カーブになるため、全期間平均ポイント比例の制度と同様の計算を行うのは適切でない場合があると考えられる。このような場合には、特定の年齢や勤続年数までの期間を平均ポイント比例の制度とみなして給付を帰属させることが考えられる。」</p> <p>(2) ⑧キャッシュ・バランス・プランにおいて、「(1)平均拠出付与額比例の制度として扱う」ことの補足説明として、次のような追記を検討いただきたい。</p> <p>「一定の年齢や勤続年数以降に、拠出付与額の累積が停止する制度や、単年度の拠出付与額の水準がそれ以前に比べ著しく低下するような制度の場合は、結果的に前加重のような給付カーブになるため、全期間平均拠出付与額比例の制度と同様の計算を行うのは適切でない場合があると考えられる。このような場合には、特定の年齢や勤続年数までの期間を平均拠出付与額比例の制度とみなして給付を帰属さ</p>	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ

NO.	案の該当箇所	コメント	提出者（敬称略）
		せることが考えられる。」	
48	数理実務ガイダンス 5.2.2 給付算定式基準⑦⑧	例えば過去に制度改定を行っている場合は、その制度改定前の期間も含めて単純に「ポイント累計／勤務期間」を平均ポイントとしてこの方法を採用することは妥当でない可能性があることを記載すべき（特に、制度改定前後で1年あたりの累計額の水準が大きく異なる場合など）。	株式会社 IIC パートナーズ
49	数理実務ガイダンス 5.2.2 給付算定式基準⑦⑧	ポイントの累積が一定年齢で停止する場合は、平均する際の「勤務期間」はポイントの累積が停止する年齢までの勤務期間という理解でよい。	株式会社 IIC パートナーズ
50	数理実務ガイダンス 5.2.2 給付算定式基準⑦⑧	「国際的な議論を勘案すると<略>(1)の採用を検討する」とあるが、その前に記載されている適用指針76項の内容や直後に記載されている(注)の内容と整合していない。 全体として、ポイント累計に勤務期間に応じる乗率を乗じる給付算定式により著しく後加重となる場合は均等補正を検討し、ポイント累計そのものが著しく後加重の場合には平均ポイント比例の制度として扱う方法を検討することを意図しているように読めるが、単に、著しく後加重の場合は均等補正を検討することとすればよい。	株式会社 IIC パートナーズ
51	数理実務ガイダンス 6.1 合理的な近似及び省略	「・・・とされていることから、計算を省略することと、退職給付費用の処理方法との間には、関連性があり得ることに留意する。」とあるが、理解が困難であるため、記述内容の見直しを検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
52	数理実務ガイダンス 6.2 データ等の基準日	「このような調整あるいは補正の重要性が乏しいと判断される場合には、調整あるいは補正を省略することが考えられるが、その場合にも年金資産の評価と退職給付債務の評価との一貫性が保たれるように注意を払う。」とあるが、次の2点について検討いただきたい。 (1) 前半の下線部分の「重要性の判断」はだれが行うのか、明確にすべきである。 (2) 後半の下線部分は、具体的に何を注意すればよいか不明瞭なため、記述内容を見直すべきである。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
53	数理実務ガイダンス 6.2 データ等の基準日	「同一の方法を機械的に継続することが、必ずしも妥当性の根拠にはならないことに留意する。」とあるが、「機械的に」という表記は不相当であると思われるため、削除すべきである。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
54	数理実務ガイダンス 6.2 データ等の基準日	「例えば、以下のような数理的な方法がある。」とあるが、次の2点について検討いただきたい。 ① 断定的すぎる表現のため、「方法が考えられる。」に留めておくべきである。 ② 「数理的な方法」という表記よりも、「補正方法」のほうが適切である。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
55	数理実務ガイダンス 6.2.1 データ等の基準日から期末までの期間の調整①	(1) 「①転がし方式」「②抜き取り方式」は、適用指針第6項の規定のどれに対応しているかを明記すべきである。 (2) 「①転がし方式」「②抜き取り方式」の補正式について、従前の「＝」（等号）が、今回はいずれも「≐」が用いられている。「≐」は実務的ではないため、「＝」（等号）を使うことを検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
56	数理実務ガイダンス 6.2.1 データ等の基準日から期末までの期間の調整①	(1) 「①転がし方式」の計算式は、従前の実務基準の式から変わっているが、理由が不明確である。従前の計算式が否定されたように誤解され、実務的に混乱が生じる可能性もあるので、並列的に従前の計算式も残しておくべきである。 (2) 「①転がし方式」の計算式で、翌期の勤務費用≐調整前の勤務費用、としていることの補足(注3)の「上式ではこれらが概ね相殺するものとしている」という前提条件は、かなり限定的な条件になっていると考えられる。当該方法のみしか例示されていないので、一般的な手法として用いられてしまうことが懸念されるため、記述内容の見直しを検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
57	数理実務ガイダンス 6.2.1 データ等の基準日から期末までの期間の調整①	なお書きの意味するところは、データ基準日を起点としたt年後の給付額（期間帰属方法に応じて計算された額）に対する割引計算や調整計算は期末時点におけるt年のスポットレートに基づいて行うべきであるという理解でよい。	株式会社 IIC パートナーズ

NO.	案の該当箇所	コメント	提出者（敬称略）
58	数理実務ガイダンス 6.2.1 データ等の基準日から 期末までの期間の調整②	(1) 「②抜き取り方式」の（注2）部分は、「①転がし方式」にも当てはまるので、「①転がし方式」の注書きとしても記載すべきである。 (2) 「②抜き取り方式」の（注3）では「異動データに関する退職給付債務として、給付支払額の実績を用いることも考えられる。」とあるが、現行の実務において、そのような方法をとっている場合は稀と考えられる。したがって、当該注意書きを記載する必要があるのか、検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
59	数理実務ガイダンス 6.2.2 割引率に関する合理的な 補正①	②二点補正の記載内容を踏まえれば、デュレーションによる補正についても「変動幅の大きさよっては、本来の評価計算と補正計算で得られる結果の間に大きな差異が生じる可能性があることに留意する」「（定義どおりのデュレーションを用いた場合は）補正值が本来の値を下回る」とした記載が必要である。また、二点補正については付録3にその精度を示す計算結果が掲載されており、デュレーションによる補正についても同様の計算結果を掲載すべきである。	株式会社 IIC パートナーズ
60	数理実務ガイダンス 付録1	(1) 割引率が1%以上の数値しかないが、昨今の金利水準を考えると、1%以下の数値も入れておく必要があると考えられるため、検討いただきたい。 (2) デュレーションが7年以上の数値しかないが、離職率の高い会社の存在も考慮して、7年未満の数値も入れておく必要があると考えられるため、検討いただきたい。	あずさ監査法人 退職給付会計検討グループ
61	数理実務ガイダンス 付録2	[] _t 及び $v_{x,t}$ の定義を明確にして欲しい。	株式会社 IIC パートナーズ
62	数理実務ガイダンス 付録2	[] _t 及び $v_{x,t}$ の定義において、少なくとも以下のような解釈は可能であると考えて良いか。 [] _t は、例えば、退職事由によって異なる給付算定式が適用される場合における「特定の退職事由」に基づく給付の期間帰属であること $v_{x,t}$ は、例えば、会社都合退職に基づく給付の期間帰属を行った場合に、自己都合退職時の減額率を反映させるための係数であること	株式会社 IIC パートナーズ
63	数理実務ガイダンス 付録2	『 $v_{x,t}$: 給付算定式基準：支給要件（通常は0～1）』に関して、下記の点について、明らかにしていただきたいと思います。 ・（通常は0～1）というのは、以下のどちらの解釈でしょうか。 (1) $0 \leq v_{x,t} \leq 1$ (2) $v_{x,t} = 0 \text{ or } 1$ ・上記(1), (2)のいずれの場合においても、その意味するところについて具体的例示等を補足していただけますでしょうか。	藤原明彦（オリックス株式会社）
64	数理実務ガイダンス 付録4	「上記4により」とあるが、4の内容は対数近似（補間）の方が線形近似（補間）よりも精度がよいことの説明にはなっていない。デュレーションによる補正を用いた計算結果も追加した上で付録3を参照させるのが適切である。	株式会社 IIC パートナーズ
65	数理実務ガイダンス 付録4	「このことから略>近似値を用いて線形近似を行う方が近似が良い場合があることがわかる」とあるが、論拠が不明であり削除すべき。定義どおりの修正デュレーションを用いて線形近似を行った結果を付録3に追加した上で、修正デュレーションの近似値を用いて線形近似を行った結果（これは二点補正による線形補間の結果と等しくなる）と比較できるようにしておくのがよい。	株式会社 IIC パートナーズ

NO.	案の該当箇所	コメント	提出者（敬称略）
66	数理実務ガイダンス 付録4	<p>②線形近似と線形補間の関係の記載内容を踏まえれば、マコーレー・デュレーションの近似値を使えば②と同じように対数近似の結果は対数補間の場合と同じ値となることを記載すべきであり、タイトルも「対数近似と対数補間の<u>大小関係</u>」ではなく「対数近似と対数補間の関係」とするのが適切である。</p> <p>また、大小関係や精度については定義どおりのマコーレー・デュレーションを用いて対数近似を行った結果を付録3に追加することにより比較できるようにしておくのがよい。</p>	株式会社 IIC パートナーズ
67	数理実務ガイダンス (追加要望)	<p>現行の退職給付会計に関する実務基準（平成20年12月19日改定）の5.1中小企業退職金共済制度等との調整に関する記載（退職給付債務から要支給額、勤務費用から要拠出額を控除）が今回のガイダンスの案には記載されていないが、同様の内容をガイダンスにも記載して欲しい。</p> <p>（上記の方法が現行の実務基準に定められ、実務上も用いられていることを踏まえれば、少なくとも、教育的資料と位置付けられているガイダンスにおいて上記の方法に対する考え方を示すべきであると考える）</p>	株式会社 IIC パートナーズ
68		<p>国際会計基準とのコンバージェンスを考えるならば、この退職給付債務の数理実務基準が、他国（特に英米）の実務と異なっている点についての分析や妥当性の吟味は慎重に行われる必要があると思うが、そのような検討は十分に行われたのか。</p>	久保知行（個人）
69		<p>そもそも、適用指針第28項において、退職給付債務の拡張解釈をもたらす誤解が生じているのではないかと考えられる。企業会計における債務概念は、期末の財政状態を明らかにするものと考えられ、将来の給与上昇を織り込むのは、通常のこととは思われない。したがって、このような将来の給与上昇を織り込んだ年金債務（予測給付債務=Projected Pension Obligation）が、織り込まない年金債務（発生給付債務=Accrued Pension Obligation）に代わって用いられる場合には、格別の理由がなければならないと思われる。</p> <p>その理由として考えられるのは、国際会計基準に大きな影響を及ぼした米国会計基準が制定された当時、対象となった企業年金制度では、最終給与比例の制度が支配的であったことがあげられよう。このような最終給与比例の制度では、前期までの過去期間の給付が当期の給与上昇によってすべて再評価され、年金債務の大幅な上昇をもたらすことになる。この増加分は、本来は当期の債務増分として処理されるべきものであるが、その影響が過去期間に大いに起因することからすると、企業会計においてProbableな債務として前期に処理することも考えられる。今日でも残るPBOかABOかの論争には、このような背景があったものと思われる。</p> <p>ともあれ、米国基準も国際基準も、現在はPBOを選択している。しかしながら、このような背景からして、将来期間の給付増加を年金債務に織り込むことができるのは、限定的な場合と考えるべきではないか。</p> <p>しかるに、案においては、そのような考察を示すことなく、ポイント制の場合にも、予想ポイントの上昇を予想給与上昇率と同列に扱うこととしている。これは、基本的な誤りと言わざるを得ない。</p> <p>当然のことながら、ポイントの増加は、当期以降の給付に関わるだけのものであって、過去期間分の給付に遡及的な影響を及ぼすものではない。</p> <p>また、ポイント制で付与ポイントとポイント単価に分解されていても、個々の従業員にとっては、両者を掛け合わせた定額の給付が積み上がるのと同じであり、実質的に同じ価値が生じるものを、「ポイント制」「定額式」という呼称のみで異なる取扱いとすべき根拠はない。</p>	久保知行（個人）
70		<p>キャッシュバランス制度において、予想再評価率を年金債務の計算に織り込むのは、基本的に適切ではない。この予想再評価率は、期間の経過によって生じるものであり、当然のことながら、毎期の費用として処理すべきものである。米国の会計実務では、「固定金利型のキャッシュバランス制度については、給与に応じた給与付与額を用いるのものであっても、PBO方式を適用するのは適切ではなく、伝統的な一時払積増方式を用いるべきもの」としている（拙稿『間違いだらけの退職給付債務』 http://www.ne.jp/asahi/kubonenkin/company/20110617.pdfを参照）。この一時払積増方式では、年金債務は、仮想勘定残高になる。変動金利型については結論が出ていないようだが、無理やりにPBO方式を適用し、再評価率を織り込むのでは、固定金利型との整合性も担保さ</p>	久保知行（個人）

NO.	案の該当箇所	コメント	提出者（敬称略）
		<p>れない。</p> <p>基本的な誤りの背景には、退職給付見込額の期間帰属方法において、従来は「期間定額基準」を原則としていたことにもある。この基準では、給与上昇のみならず、定額式における将来の給付増加も計算に算入されてしまう。国際会計基準とのコンバージェンスの観点から、国際基準・米国基準で原則とされている「給付算定式基準」が認められたこの機をとらえて是正すべきである。</p> <p>国際会計基準を採用する企業では、必ずしも日本の年金数理人に計算業務を任せる必要はなく、外国の年金アクチュアリーに委ねることも可能であろう。結果的に過大評価となる従来の計算方法に固執しては、日本の企業年金の債務評価への関与から締め出される恐れもあるのではないか。</p>	